

令和 6 年度 伝統的工芸品産業支援補助金 (災害復興事業) 【公募要領】

【注意事項】

本補助金は、令和 6 年能登半島地震により被災した石川県、新潟県、富山県及び福井県において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき指定された伝統的工芸品を製造する事業者等であって、生産設備等が当該災害により被害を受けた事業者が対象です。(詳細な要件等については、P. 2 以降をご確認ください。)

【受付方法】

申請書類は、郵送、電子メール、又は補助金申請システム「J グランツ」によりご提出ください(持参は不可)。

※郵送で提出する場合は、封筒に赤字で「伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業) 事業計画書在中」と記載して下さい。

J グランツでは、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行います。

なお、J グランツの利用にあたっては、G ビズ ID の取得(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)が事前に必要となり、当該 ID 取得には 2 ～ 3 週間を要するので注意して下さい。

【受付期間】

公募開始日：令和 6 年 4 月 1 9 日(金)

公募締切日：令和 6 年 6 月 2 8 日(金) 1 7 時必着

※電子メール、郵送での申請は、公募締切日の 1 7 時までに到着が確認できたもの。J グランツでの申請は、同 1 7 時までに申請を実施したもの。

【公募書類の提出先及び問い合わせ先】

申請者の事業所等の所在地を管轄する各経済産業局(詳細は P. 1 1 参照)

※本公募要領は、J グランツのホームページからもダウンロードできます。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

令和 6 年 4 月

経 済 産 業 省

目 次

一. 伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）について・・・・・・・・・・ 2

1. 目的
2. 補助対象事業・補助率／補助対象者
3. 補助金交付額
4. 補助対象経費
5. 補助対象経費全般に渡る留意事項
6. 補助事業期間
7. 申請方法
8. 補助事業実施にかかる手続きの流れ
9. 補助事業者の義務
10. その他

二. 受付先及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

経済産業局

三. 計画書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- ・ この公募要領において使用する用語は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年 5 月 25 日法律第 57 号）において使用する用語の例による。

一. 伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）について

1. 目的

本補助金制度は、令和6年能登半島地震により被災した被災県（石川県、新潟県、富山県及び福井県をいう。以下同じ。）において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）に基づき指定された伝統的工芸品の製造事業者等が、被災により影響を受けた場合に、事業再開のために必要な生産設備等の整備、原材料確保に係る取組に要する経費の一部を国が補助することにより、伝統的工芸品産業の復興に寄与することを目的としています。

2. 補助対象事業・補助率／補助対象者

○補助対象事業・補助率

- ①生産設備等整備事業 [補助率：3／4以内]
- ②原材料確保・試作品製作事業 [補助率：3／4以内]

○補助対象者

補助対象者は、被災県において、伝産法に基づき指定された伝統的工芸品を製造する、又は伝統的工芸品産業の活性化を支援する以下の者であって、生産設備等が当該災害により被害を受けた者です。

- ①特定製造協同組合等^{※1}並びにその構成員
- ②製造事業者^{※2}及びそのグループ、製造協同組合等^{※3}

※1：伝産法第4条第1項に定める特定製造協同組合等をいう。

※2：伝産法第4条第1項に定める製造事業者であって中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者をいう。

※3：製造協同組合等とは、伝産法第4条第1項に定める製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く）をいう。

補助対象者は、事業の遂行に責任を持ち得る日本に拠点を有する者であることが必要です。また、組合・団体・グループ等の場合、規約等が整備され、その構成員の意思が十分に反映されている組織であることが必要です。

複数者で共有利用する生産設備等を購入等する場合、代表者が補助対象者としての要件を満たす場合に申請することが可能です。この場合、代表者は共有者全員から申請を行うことの同意書を得ることが必要です。

3. 補助金交付額

本補助金制度における、交付額の上限は以下のとおりです。

補助金交付額 【上限】	原則1,000万円 ※例えば、補助対象経費100万円の場合は国庫補助金75万円。
----------------	--

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は次の表に掲げる経費です。

	補助対象経費	補助率
① 整備事業 生産設備等	伝統的工芸品の製造を再開するために必要な設備・機器・道具等（塗師風呂、窯、ろくろ、刷毛、工具等。）の購入費（設置に係る費用を含む）及び修繕費（ただし、不動産購入、建物の建設費用、被災により毀損された既存設備・機器等の撤去費及び処分費用は除く。）	3 / 4 以内
② 事業 原材料確保・試作品製作	伝統的工芸品の製造を再開するために必要な原材料の購入費（災害により破損した商品の修繕、又は代替の商品を製造する際に必要な原材料を含む。ただし、原材料は被災前1年間における使用量相当量以下に限る。）及び型等の試作・製作費 上記に係る企画会議や調査等に必要な通信連絡費、試作品製作費、輸送費、委員謝金、専門家謝金、調査旅費、会議費、会場費、資料収集費、映像資料等作成費、報告書作成費、原材料費、分析調査費、外注費	3 / 4 以内

- ※ 同一の補助対象経費については、他の国の補助金との併用はできません。（ただし、事業者の自己負担分を補填する目的で自治体が独自に交付する補助金を併用することは妨げません。）
- ※ ①生産設備等整備事業における修繕費は、設備・機器・道具等の購入等に係る設置費用を含みます。
- ※ ②原材料確保・試作品製作事業において対象経費としている企画会議や調査等に必要な各種経費は、被災により喪失した原材料及び型等を確保するための事業として行う企画会議や調査等にかかる費用を指します。単に代替の商品を製造するための企画会議や調査等をはじめ、原材料確保・試作品製作に繋がらない事業にかかる経費は対象としておりません。

5. 補助対象経費全般に渡る留意事項

- 補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払です。
- 各補助事業の成果が本補助金制度の目的に資するものではない場合、補助対象経費として認めない可能性があります。
- 補助事業を行うにあたっては、当該補助対象経費が明確に区分できるよう経理を行うとともに、その収支の事実を裏付ける証拠書類を整理してください。
- 帳簿等の証拠書類は、事業の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- 単価50万円（税込み）以上の取得財産については、一定の期間、処分制限があります。なお、期間内に処分しようとするときは予め各経済産業局長の承認が必要です。

- 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- 収支の事実は、客観的に確認できることが必要です。原則として、支払い方法は銀行等の預金口座への振込とし、現金決済は認められません。やむを得ず現金決済を行う場合は、事前に各経済産業局に相談し理由書を提出して頂く必要があります。また、補助対象外となる場合があります。

- 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物や帳簿類の確認ができない場合は、補助対象外となります。

- 購入する原材料は被災前1年間における使用量に相当する量を限度とし、購入した原材料や道具等は受払簿などで購入、使用、在庫の数量を日付の明記とともに管理していただきます。補助金交付決定後（※）、補助事業期間内に、見積、発注、納品、検収、設置、請求、支払いが必要です。

※ただし特例として、やむを得ない事由等により、令和6年能登半島地震の発災から交付申請前又は交付決定通知を受ける前に発生した経費においても、当該経費が4. 補助対象経費に合致する場合に限り、補助対象経費として認めることができます。

- 旅費について、補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、按分等の方式により当該補助事業に係る部分のみを補助対象とします。

- 自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除（当該調達品の製造原価等）しなければなりません。（例えば、試作を組合内で行う場合は、労務費は除いた製造原価のみが補助対象経費となります。）

- 補助事業実施期間中に補助事業において生じた利益が補助事業において生じた事業者負担額を上回る場合は、事業者負担額を上回った額を補助金確定額から減額します。

- なお、本補助事業は生産設備・原材料等の購入（試作費については支払も含む。）までを対象としているため、補助事業により購入した原材料等を用いて製造した商品を販売した場合、販売により得た利益は補助事業により直接得た収益とみなさず、収益納付の対象としません。

●暴力団排除に関する以下の事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

●補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

●以下については、補助対象になりません。

- 本事業期間内に、同一の事業について、国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業。
- 交付決定日前に発注・購入・契約等を実施したものに係る経費。
（注）ただし特例として、今回の公募においては、やむを得ない事由等により、令和6年能登半島地震の発災から交付申請前又は交付決定通知を受ける前に発生した経費においても、当該経費が4. 補助対象経費に合致する場合に限り、補助対象経費として認めることができますものとしします。
- 陳列されていた商品や在庫品等の落下等による破損品の再購入、廃棄費用等。
- 風評被害などによる逸失利益。
- 不動産購入費用、パソコンやサーバの購入費、補助事業者の事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料。
- 振込手数料。
- グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された旅行料金。
- 外国からのバイヤー等招聘旅費。
- 消費税・地方消費税。

（注1）非課税・免税事業者及び消費税法の規定により消費税額の控除の特例が適用される者は補助対象とすることができます。（対象者であるかどうかは、各経済産業局担当窓口にお問い合わせ下さい。）

(注2) また、課税売上割合が低い等の特段の理由により、消費税仕入控除税額の確定後に報告及び返還を選択される者は補助対象とすることができません。

- 令和5年度伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）において補助金の交付決定が行われた事業者については、令和6年度伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）との合計額が、当該補助金の補助上限額を超えない限りにおいて、追加的な経費を対象とします。ただし、対象とする数量は累計で被災前1年間の使用量を超えないよう留意してください。

例1) 令和5年度補助金において、補助対象となる道具を400万円購入し、補助額300万円の交付を受けた事業者が、新たに原材料を600万円分購入した場合、令和6年度補助金においては当該原材料費600万円のうち450万円まで補助対象。

$$400 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} + 600 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} = 750 \text{ 万円} < 1000 \text{ 万円}$$

例2) 令和5年度補助金において、補助対象となる道具を400万円購入し、補助額300万円の交付を受けた事業者が、新たに原材料を1200万円分購入した場合、令和6年度補助金においては当該原材料費1200万円のうち700万円まで補助対象。

$$400 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} + 1200 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} = 1200 \text{ 万円} > 1000 \text{ 万円}$$

(この場合、合計額が上限額の1000万円を上回る額については補助対象外)

例3) 令和5年度補助金において、補助対象となる原材料（漆）を400万円分購入し、補助額300万円の交付を受けた事業者が、新たに原材料（漆）を600万円分購入した場合、令和6年度補助金においては当該原材料費600万円のうち450万円まで補助対象。ただし、対象とする数量は累計で被災前1年間の使用量を超えないよう留意してください。

$$\left[\begin{array}{l} \text{※漆の年間必要量（被災前1年間の使用量）：100kg} \\ \text{令和5年度補助金において補助金交付済み：40kg} \\ \text{令和6年度補助金において補助金申請：60kg} \end{array} \right]$$

$$400 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} + 600 \text{ 万円} \times \frac{3}{4} = 750 \text{ 万円} < 1000 \text{ 万円}$$

- 原材料については、最低購入単位が1年間の使用相当量を上回る場合、申請書内にその旨を明記いただくことで全量を補助対象とします。ただし申請書には、最低購入単位と1年分使用見込量の双方を記載してください。

6. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から当該年度末（令和7年3月31日）までとなります。また、交付決定日以前に行った事業については、補助対象となりません。

（注）ただし特例として、今回の公募においては、令和6年能登半島地震の発災から交付申請前又は交付決定通知を受ける前に発生した経費においても、当該経費が4. 補助対象経費に合致する場合に限り、補助対象経費として認めることができるものとします。

7. 申請方法

本補助金では、電子メール、郵送又は補助金申請システム「J グランツ」のいずれかの方法で申請を受け付けます。

J グランツでは、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行います。

また、J グランツの使用にあたり、設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要な G ビズ ID の取得ができませんので、代表申請者を決めていただき当該法人の法人番号等を用いて申請を行って下さい。

（1）申請受付先及び問い合わせ先

電子メール、郵送で申請する場合は、事業の対象となる伝統的工芸品を管轄する経済産業局までお問い合わせください。（P.11 参照）

J グランツで申請する場合は、[補助金申請システム\(jGrants2.0\)操作マニュアル](#)を参照してください。

（2）受付期間

令和6年4月19日（金）～ 6月28日（金）

10:00～12:00 及び 13:00～17:00 / 月曜～金曜（土日祝日を除く）

※電子メールの場合、公募締切日の 17:00 までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、公募締切日の 17:00 必着。

※J グランツの場合、公募締切日の 17:00 までに申請を実施したもの。J グランツの利用にあたっては、G ビズ ID の取得が必要です。G ビズ ID の取得は2～3週間かかるため余裕を持って準備してください。

【注意】電子メールのアドレス間違い、郵送の宛先間違い等いかなる理由があったとしても、公募締切日の 17:00 を過ぎての受付はできません。

（3）提出書類

①電子メール、郵送で申請する場合

以下の書類を各経済産業局担当課室あてに提出して下さい。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。提出書類等の返却は致しません。

電子メールで提出する場合は、添付する書類はPDF形式（別紙2「経費計画書」はExcel形式）とし、メール件名は「【伝産支援補助金（災害枠）】事業計画書（団体名・企業名）」としてください。メールを受信した後に各経済産業局の担当者より、受信確認の返信を行います。

2営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが提出された部署まで電話でご連絡ください（締め切り以降に電話でご連絡いただいた際に、受付されていないことが分かっていても、再送による受付を認めることはありません）。

なお、添付ファイルは合計10MBまでとなるようにしてください。ファイルサイズが10MBを超える場合は、複数のメールに分割して送付してください。

郵送で提出する場合は、封筒に赤字で「伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）事業計画書在中」と記載して下さい。

提出書類等に関して、伝産法の規定に基づき都道府県等と情報共有をさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。

【提出書類】※用紙サイズは全てA4（ホチキス止め不可。）

- ① 伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）事業計画書（P.12）
- ② 組合等にあつては、定款又は登記簿謄本（登記事項証明書）、直近事業年度の構成員の氏名又は名称を記載した名簿、等団体の性質がわかる資料（写し可）。企業等にあつては、事業概要、伝統的工芸品製造を生業としていることが分かる資料（写し可）。
- ③ 生産設備、原材料、商品、仕掛品の被害が把握できる次のいずれかの書面。
 - ・例：工房内の設備や道具、原材料等の被害状況を撮影した写真数枚とそれぞれの写真を説明したもの。
 - ・例：被災した生産設備等にかかる罹災（被災）証明書など公的機関が発行したもの。（被災した生産設備、原材料等の被害の状況が記載されていることが必要です。）
 - ・これら被災したことが分かる書面の取得が難しい場合に、その理由とともに、生産設備・原材料等の被災状況の申請内容が虚偽でないことを宣誓する直筆署名入りの文書（署名は個人事業主の場合は本人、法人・組合等の場合はその代表者とします。ただし、これらの代表者が不存在などの場合には、これに準ずる者とします。）
- ④ 原材料確保・試作品製作事業における企画会議や調査等に係る旅費や謝金が発生する場合には、旅費、謝金等に係る規程。

【提出部数】

1部

【注意事項】

- 用紙サイズは、全てA4で統一し、左上1箇所でクリップ止め（ホチキス止め不可）して下さい。
- 電子メールで提出する場合は、全てA4サイズのPDF形式として下さい。

②J グランツで申請する場合

J グランツで申請する場合の書類等の提出方法については、電子申請マニュアルを参照してください。（7.（1）参照）

（4）採択方法

以下の評価基準に基づき、審査委員会にて審査を行います。採択にあたっては、事業内容や全体の予算の都合等により、希望する金額が減額される場合があります。また、同一組合・企業等が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合、複数の組合・企業等が同一の事業内容で本制度に申請している場合等には、採択時に調整する可能性があります。

また、必要に応じ、申請内容についてヒアリングを求めることがあります。

なお、各事業の評価・審査の経緯等に関する問い合わせには回答できませんので、あらかじめご了承ください。

【評価基準】**①現状把握・事業の目的等**

- ・被災により伝統的工芸品の製造に不可欠な生産設備、原材料等が毀損されたか。
- ・事業の目的は、被災後の産地の現状・課題を踏まえた上で、適切に設定されているか。
- ・必要性・緊急性を踏まえて、当該事業を実施する意義が明確になっているか。

②事業内容

- ・事業内容は、いつ、どこで、誰が何を実施するのか整理できているか。
- ・事業内容は、事業目的との整合性があり、目標を達成するのに妥当な内容か。
- ・事業の実施方法や事業規模が適正であり、実現可能なものになっているか。

③経費の効率性

- ・積算内訳が適切か。
- ・経費が事業の内容・効果に対して過大ではないか。

【注意事項】

①～③は審査の目安となる基準であり、項目全てが事業計画に反映されている必要はありませんが、審査に際して重要な事項であるため、十分に検討の上、作成してください。

(5) 結果通知

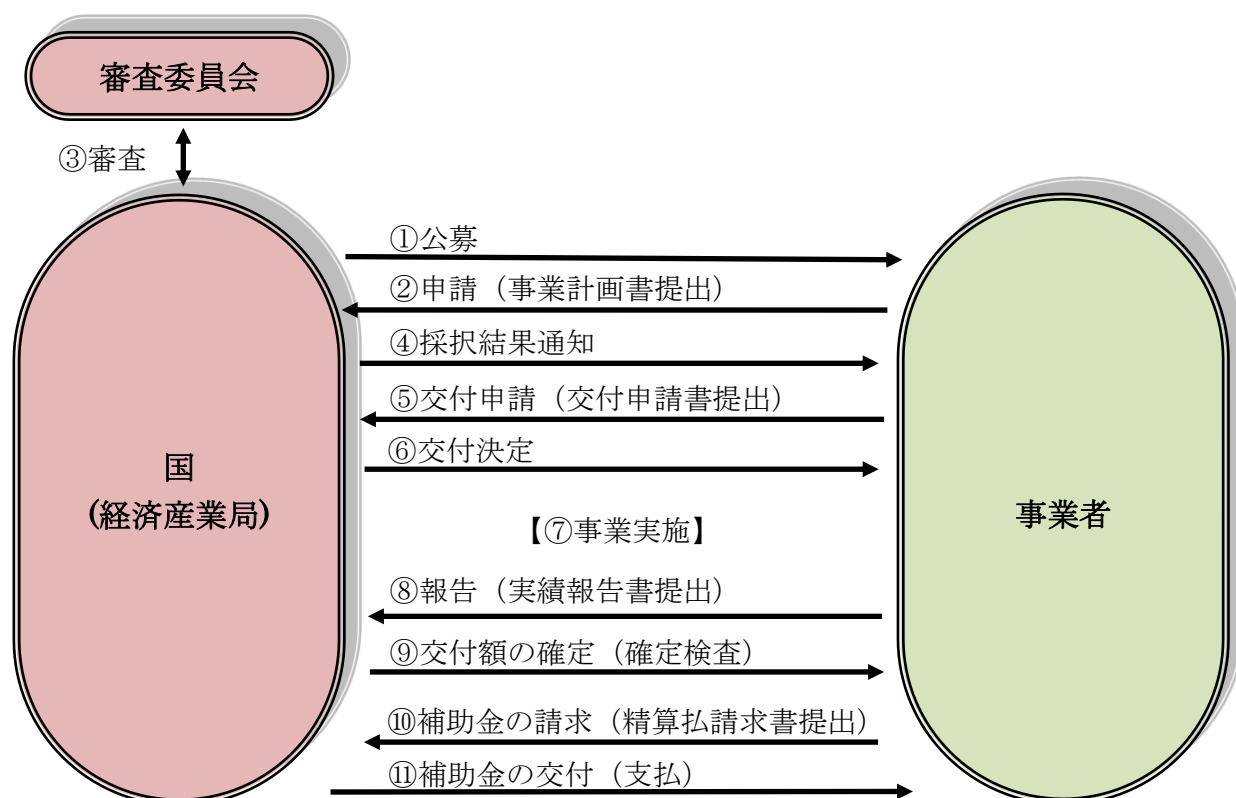
審査結果（採択又は不採択）については後日、各経済産業局から申請事業者あて通知します。その結果、採択となった方は、別途、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付にかかる必要な手続きを行って頂きます。

採択結果の通知方法は、J グランツによる採択結果は、原則、J グランツにて通知を行います。

なお、補助金の交付手続きにあたり、事業内容等について事業実施に伴う費用対効果が最大となるように、事業内容を検討するとともに、実施体制の整備を行っていただきます。

また、採択事業については、事業者名等を公表します。

8. 補助事業実施にかかる手続きの流れ



9. 補助事業者の義務

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱で定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることがあります。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

10. その他

- (1) 通常、事業が完了した日から起算して30日以内、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払になります。(交付要綱 様式第8)
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局等が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (4) 中小企業技術革新制度（SBIR）について

本補助金は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」において、「特定補助金等」の指定を受けています。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、次のホームページをご参照ください。

<https://sbir.smrj.go.jp/about/develop.html>

二 受付先及び問い合わせ先

○経済産業局

＜組織の名称・ 担当窓口＞	＜所轄地域＞ (都道府県)	＜所在地・TEL＞	＜e-mail アドレス＞
関東経済産業局 産業部 流通・サービス産 業課地域ブランド 展開支援室	新潟	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL：048-600-0332（直）	bzl-kanto-densan@meti.go.jp
中部経済産業局 産業部 製造産業課	富山 石川	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL：052-951-2724（直）	bzl-chb-seikatsu@meti.go.jp
近畿経済産業局 産業部 製造産業課	福井	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 合同庁舎第 1 号館 TEL：06-6966-6022（直）	bzl-kin-densan@meti.go.jp

【注意】郵送の際には受付先の郵便番号、所在地を間違えないようお願いします。

送付先の間違いが原因で締め切り時間を過ぎても受付はできません。

特に、e-mail で提出する際には、e-mail アドレスを間違えないようお願いします。冒頭は、bzl（ビー・ゼット・エル）で始まります。エルをイチと間違えないようにしてください。

○経済産業省本省

経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

所在地：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

TEL：03-3501-3544（直）

三 計画書の様式

令和 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

申請者住所（郵便番号、事務所・本社等所在地）

申請者氏名（名称、代表者の役職及び氏名）

※押印は不要です。

令和6年度伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）事業計画書

伝統的工芸品産業支援補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

事業名	生産設備等整備事業
事業のポイント	

事業名	原材料確保・試作品製作事業
事業のポイント	

申請の回数	回目
交付済み補助金額	

記

- ・事業計画書：（別紙1）のとおり
- ・経費積算内訳：（別紙2）のとおり
- ・その他参考資料

- （注）
1. 用紙のサイズはA4縦向きとする。
 2. 別紙は必要に応じて作成すること。

(別紙 1)

事業計画書 ※災害復興事業

1. 申請者の概要

(1) 伝統的工芸品
の品目名

--

(2) 法人番号

--

(3) 申請者名

--

(注：個人事業主の場合は個人氏名（屋号があれば、括弧書きとする）)

(4) 補助対象事業
者の類型

当てはまるものに○を打つ

ア

伝産法第 4 条第 1 項に定める特定製造協同組合等（産地を代表する組合） 組合名：

イ

伝産法第 4 条第 1 項に定める特定製造協同組合の構成員

	所属する組合 名：
--	------------------

ウ	伝産法第 4 条第 1 項に定める製造事業 者
---	--------------------------------

エ	伝産法第 4 条第 1 項に定める製造協同組合等（特定製造協同組合等 以外の組合、グループ等） 組合・グループ名：
---	---

(5) 代表者	役職		氏名	
---------	----	--	----	--

(6) 担当者	役職		氏名	
---------	----	--	----	--

(7) 所在地	〒		住所	
---------	---	--	----	--

(8) 担当者電話番号		-		-	
-------------	--	---	--	---	--

(9) 担当者 FAX 番号		-		-	
----------------	--	---	--	---	--

(10) 担当者電子メールアドレス

	@	
--	---	--

(11) 通知方法

当てはまるものに○

を打つ

	上記(10)メールアドレスに送付
	上記(7)所在地に郵送
	現在の居住地（一時避難先等）に郵送
	現在の居住地：

(12) 【共有する生産設備等に係るグループ申請の場合】申請者の構成（注：該当しない場合記載不要）

① 共有者の数

	名
--	---

② 共有者の情報

共有者名	法人番号

注：同意書を添付すること

2. 申請事業内容

(1) 事業名（該当するものに○印）

	生産設備等整備事業	※設備、道具
	原材料確保・試作品製作事業	※原材料、試作

(2) 申請者の総出荷額（災害発生前の年
間出荷額の合計）

万
円

（ 年 月期）

※グループによる申請の場合、共有者全員の総出荷額

(3) 被災した設備
等の状況

当てはまるものに○を打ち、被害状況とそれに対応する添付書類の名称を記載ください。

	分類	被害状況	添付書類 ※
	設備		
	道具		
	原材料		

※次のいずれかを添付すること

①被災した設備等の状況を説明した資料（自由様式）

②生産設備等に被害があったことが確認できる公的書類

③申請内容が虚偽でないことを宣誓する直筆署名入り文書

(別添様式)

(4) 本公募事業の内容 当てはまるものに○を打つ

	設備の購入もしくは修繕
	道具の購入もしくは修繕
	原材料の購入
	型等の試作・製作

ア 上記の詳細

設備・道具・ 原材料名	購入 等数 量	必要性・緊急性 (注：被災前の通常の 使用頻度、使用数量も 並記すること)	購入した場合の 納入時期、修繕 の時期（注：補 助事業期間内に 完了することが 求められま す。）	設置・使用場所 (注：市町村名から始 まる具体的な場所)

必要に応じて行を増やしてください

型等の試作・製作の場合のスケジュール等（注：補助事業期間内に完了することが求められます。）

--

(5) 期待される効果・目標

--

(6) 実施体制（役割分担）

--

(別添様式)

令和 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所

会社名

代表者名

生産設備、原材料等の被災状況の報告に係る宣誓書

令和 年度伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）に関し、別紙
1により報告した被災状況に、一切の虚偽がないことを誓約します。

<被災した設備等の状況が把握できる資料の提出が難しい理由>

代表者自署

(別紙2)

経費計画書

1. 補助対象経費等

(単位：円)

経費区分 (事業名)	国庫補助事業 に要する経費	国庫補助 対象経費	自己調達 資金等	国庫補助金 交付申請額	備 考
生産設備等整備事業					
原材料確保・試作品製作事業					
合計					

※ 3. 経費積算内訳のとおり。

※「国庫補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費。

※「国庫補助対象経費」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費。

※「自己調達資金等」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、「国庫補助金交付申請額」以外の額。

※「国庫補助金交付申請額」とは、「国庫補助対象経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度額は「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

2. 補助事業に要する経費の調達方法

(単位：円)

費 目	金 額
自己調達資金等	
都道府県の補助金	
市区町村の補助金	
組合等又は団体等の資金	
その他（借入金・参加者負担金等）	
国庫補助金申請額	
合 計	

3. 経費積算内訳（国庫補助対象経費の算出基礎）

(単位：円)

経費区分 (事業名)	内容	算出基礎					備考
		(経費)	(単価)	(員数)	(回数)	金額	
【記載例】 原材料確保・試作品製作事業	原材料費	漆	15,000 円	30 kg	回	450,000	
合計						450,000	

※振興計画の後継者育成事業における①後継者・従事者育成、②若年層等後継者創出育成の内容は、それぞれ内容に、各々

①、②と記載した上で記述すること。

※算出基礎の「(経費)」については、生産設備等・原材料購入の場合は購入する物品名を記載すること。